

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年3月27日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の一部変更契約

専 決 処 分 書

令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負
契約の一部変更契約

令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の一部を
下記のとおり変更し、契約を締結する。

令和8年3月5日

京田辺市長 上 村 崇

記

1 契約の目的

令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事

2 契約の金額

(1) 変更契約金額 (変更後の総契約金額)	285,280,600円
(2) 変更による増額金額	1,312,300円

3 契約の相手方

住 所 京都市南区吉祥院池ノ内町1番地

氏 名 明和管工業株式会社

代表取締役社長 高橋 潤

4 変更契約締結日

令和8年3月6日

令和7年度 北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事

第2回変更概要

1. 変更請負金額 1,312,300円 (増額)

2. 主な変更理由

①校舎棟の既設空調のデマンド値 (最大需要電力) の再設定による増額

(大住小学校、松井ヶ丘小学校、桃園小学校、大住中学校)

②その他精算による増額